

## 質問に対する回答

番号	質問受付日	質問内容	回答内容
1	令和3年6月11日	社会福祉法人の新設を考えております。示された添付資料以外に必要な書類や手順はあるでしょうか。	<p>今回の募集は、施設整備を希望する社会福祉法人（設立予定のものを含む）を選定する段階でありますので、要項でお示しした書類をご準備いただくのみで結構です。</p> <p>事業計画が選定された場合、速やかに社会福祉法人の設立に向けた協議を行うこととなりますので、ご準備をお願いいたします。</p>
2	令和3年6月11日	【番号1と同じ事業者からの質問】 令和2年3月末、令和3年3月末の通帳の写しを添付します。双方に贈与の金額の残高があることを求めているのでしょうか。	<p>預金通帳の写しについては、必ずしも当該期日に贈与の金額に相当する残高があることを求めるものではありません。</p> <p>ただし、ヒアリングの際に、状況についてお聞きする場合があります。</p>
3	令和3年6月11日	添付資料23番の注意事項「協定書（写し）または協定書案がない場合は不要」とは、現在協力病院の具体的な候補がない場合、添付の必要がない、ということでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、ヒアリングの際に、状況についてお聞きする場合があります。</p>
4	令和3年6月11日	提案書（8）の関係機関とは要項にある介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法、条例等の法令を所管する担当課のことだと思いますが、すべての機関との協議が必須のことでしょうか。	<p>開設提案書（様式3）の2（8）「本事業計画に関する関係機関への協議状況」については、施設整備予定期における開発行為等が確実に実施できる見込みがあるか、関係機関との協議状況を記載いただくものですので、事業計画の実現の可否に及ぶ事項については、必ず関係機関と協議をしていただくようお願いいたします。</p>
5	令和3年6月11日	土地購入費、建築費等の費用の調達は借入金を考えております。当初の運転費は贈与を検討しております。「当初の運転費」の基準（年間にかかる運転費の3か月分など）はありますか。	<p>資金計画の留意点については、千葉県が「令和4～5年度整備における老人福祉施設建設の手引き」で示しておりますので、そちらをご確認願います。</p>
6	令和3年6月11日	過去2年分の決算書については、どの範囲まで必要でしょうか。（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照明細書、資金収支明細書、事業活動明細書、財産目録等と拠点区分毎に必要かどうか（介護保険事業以外の明細は省略可能でしょうか）） また、計算書類に対する注記については、添付が必要でしょうか。	<p>決算書の写しについては、法人単位の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表で結構です。</p> <p>また、計算書類に対する注記については、添付不要です。</p> <p>ただし、追加で書類の提出をお願いする場合があります。</p>
7	令和3年6月11日	監査結果の提出について、昨年度の新型コロナ感染拡大に伴い書面監査が多く実施されていますが、監査によつては結果が届いていないものもありますが、書面監査も対象となりますでしょうか。 また、提出範囲は、介護保険事業だけがよろしいでしょうか。	<p>実地指導・監査結果の写しについては、書面で行われたものも対象とします。ただし、結果が届いていないものは、不要です。</p> <p>また、提出範囲は、介護保険事業に係るもののみで結構です。</p>

## 質問に対する回答

番号	質問受付日	質問内容	回答内容
8	令和3年6月11日	<p>施設併設（特養・老健）での応募の場合は、職員の配置計画や整備費・運転資金等はそれぞれの施設に分けることが必要でしょうか。</p> <p>また、在宅・居宅系のサービスを併設する予定がある場合についても、当該計画に含めて提出するということでおろしいでしょうか。</p>	<p>今回募集をしている施設を併設して整備する場合、計画全体が分かりやすいように、応募提出書類をまとめて作成して差し支えないこととしております。</p> <p>施設の整備全体に関わる事項については、按分等で分ける必要はありませんが、職員の配置計画等それぞれの施設の運営に関わる事項は、分けて記載をお願いいたします。</p> <p>また、在宅・居宅系のサービスを併設する場合、当該計画に含めて記載するようお願いいたします。</p>
9	令和3年6月11日	<p>特養の入所者決定プロセスにおいて、県より示されている指針以外に、貴市独自の基準もしくは手順的なものをお持ちでしょうか。（老健においてももし何かお持ちであればご教示ください）</p>	<p>特養の入所者決定プロセスにおいて、県より示されている指針以外に、本市が独自に定めているものはありません。</p> <p>老健においても同様です。</p>